総合診療領域専門医の現状について(その2)

日本専門医機構 総合診療専門医検討委員会 委員長 羽鳥裕

前回メッセージは、日本専門医機構(以下、機構)が取り組んでいる、総合診療領域専門医検討委員会の概要をお伝えしました。

今回は、ワーキング、委員会、さらに国の動きを含めて、以下の4点について、お知らせします。

1. 2020年4月専攻医募集におけるプログラム申請(新規・変更)について 昨年の医療法・医師法改正により、機構で決められた各プログラムについ て、各都道府県の地域医療対策協議会(以下、地対協。或いはそれに付属する 協議体など)の場において、会議では地域への影響を勘案して、都道府県知事 に意見を述べることができ、知事はその意見を踏まえて、厚生労働大臣に伝 え、医道審議会医師分科会医師専門研修部会(以下、部会)に諮られます。機構 はこの部会の意見を聞く努力義務が課せられており、そこではじめてプログラ ムが確定いたしますので、煩雑な手間と日数が必要となります。 従って、短 期間で恐縮ですが、7月中旬には、各基幹施設からのプログラム内容を機構に て審査を行い、その上で、厚生労働省に提出し、地対協に提出する必要があり ます。

「へき地、過疎地域」における専門研修の従事義務の条件については、今後、検討を行いますが、2020年4月の専門研修開始者分については、前年度とほぼ同じことが要求されます。

- (1) すでに一度、認定されたプログラムについては、変更点のみWeb内容変 更および書類提出
- (2) 新規の申請については、Web申請とすべての該当書類を提出
- (3) 専門医のローテイト研修内容の提出(研修期間3年以上、研修場所など)

2. 総合診療領域における、J - OSLERによる12か月以上の内科領域の専門研修 は必須です

将来,ダブルボードの希望がある際に,総合診療の内科研修実績が含まれるよう検討しております。専攻医および指導医の入力システムも完成に近づきましたので、7月1日から、入力が可能となります。指導医、専攻医のID発行準備もしております。当初は、混乱もあることが予想されますが、総合診療領域専門研修においては必須の条件ですので、お知らせしましたら、早めの対応をお願いいたします。

3. 機構認定の総合診療領域専門研修管理などのため、必要な経費を専攻医の皆様には一部のご負担をお願いすることになります。

総合診療領域の管理システムの構築(専攻医、指導医、履修管理、受験資格管理、JOSLER管理、研修手帳管理など)などのために運営費は必要でありますが、現在、必要経費の積算をしているところで、次回のメッセージでは呈示したいと思います。また専門医試験受験時には、申請料などが納入されていることが必須の条件となりますので、ご対応をお願いいたします。

4. カリキュラム制の充実について

ライフイベント(出産、育児など)などによるプログラム制からカリキュラム制への移行だけでなく、他科出身で実地医家として既に地域で活躍されている 先生方の中には、総合診療専門医取得希望の方も多く、対応出来るよう関係各団体と協議しながら検討して参ります。

また、総合診療専門医取得後のサブスペシャルティ領域へのチャレンジをされる方へのロードマップなどについても検討しています。